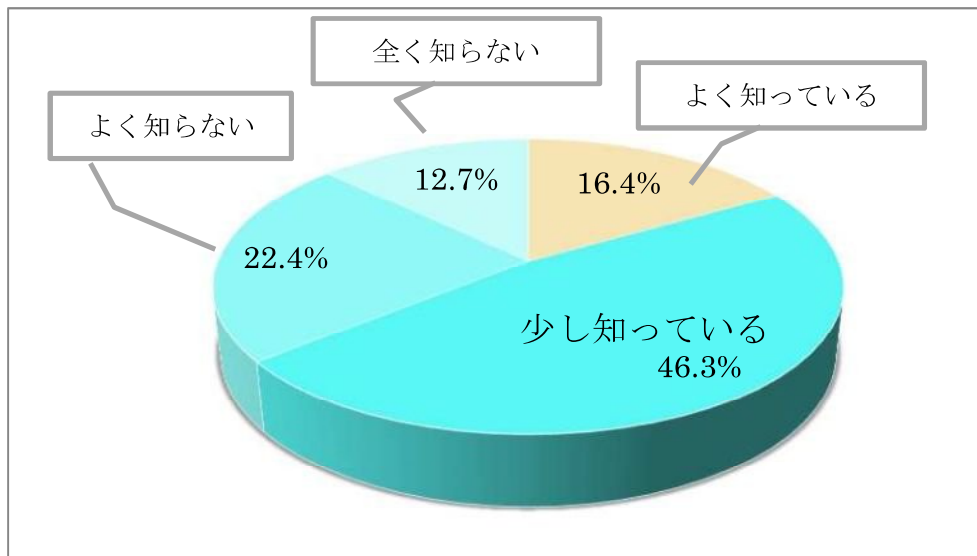


### 3 成年後見制度に関する市民意識

市政モニターアンケート（調査期間：平成30年8月15日～平成30年8月30日）

- 成年後見制度を「よく知っている」と「少し知っている」の合計は62.7%であり、一方で「よく知らない」、「全く知らない」が約4割となっています。

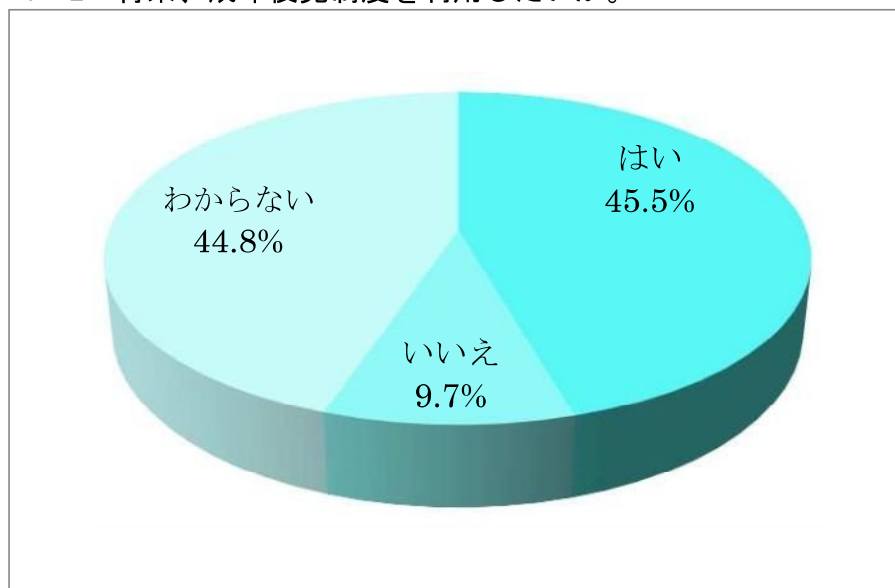
図表 2-3-1 成年後見制度の認知度



出所 平成30年度実施 市政モニターアンケート

- 将来的な成年後見制度の利用については、「成年後見制度を利用したい」が45.5%、「利用したくない」と「わからない」の合計が54.5%となっています。

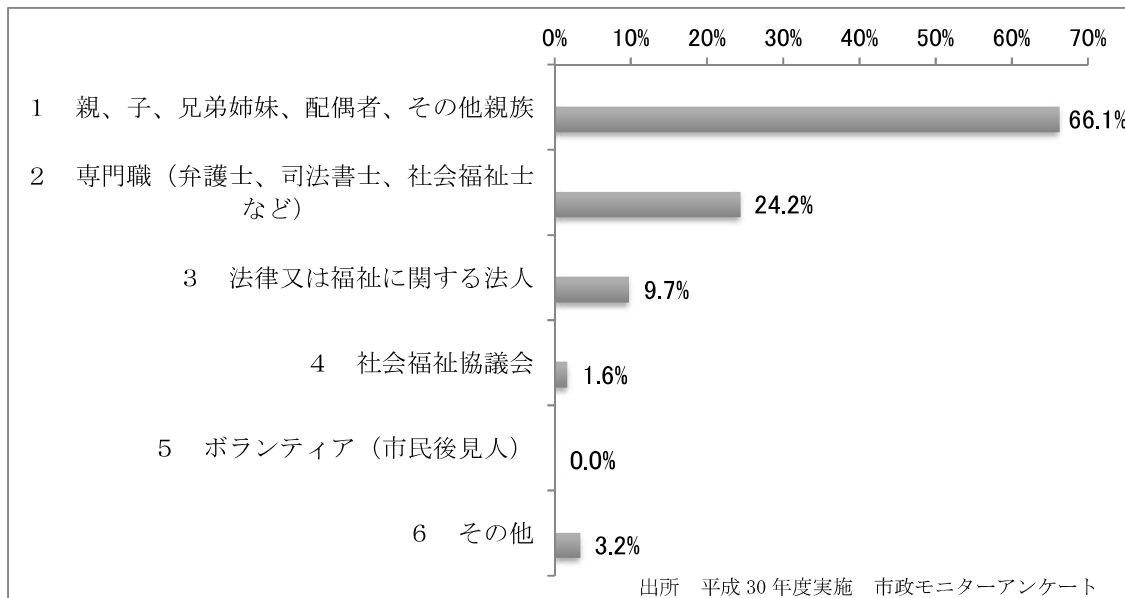
図表 2-3-2 将来、成年後見制度を利用したいか。



出所 平成30年度実施 市政モニターアンケート

○ 成年後見人等になってもらいたい人については、6割を超える人が親、子、親族を希望しています。

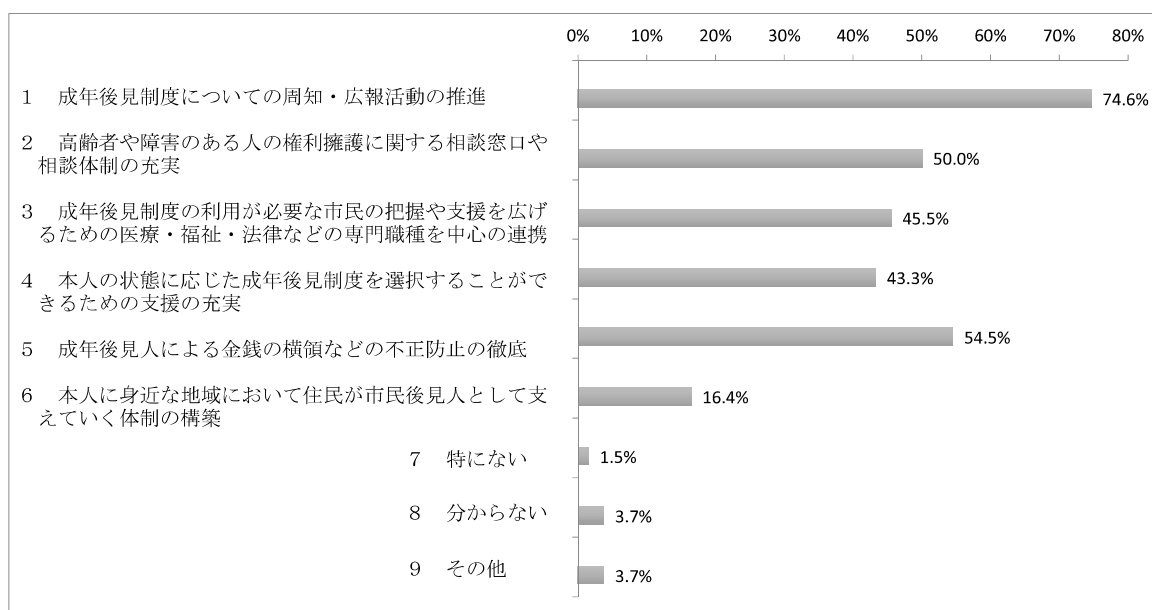
図表 2-3-3 成年後見人等になってもらいたい人



[参考] 平成 29 年に全国で成年後見人等に選任された内訳は、司法書士等の専門職が約 65%に対して、親、子、親族は約 26%となっている。

○ 成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なものは、「成年後見制度の周知・広報」が 74.6%、「不正防止の徹底」が 54.5%、「相談窓口・体制の充実」50.0%でした。

図表 2-3-4 成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なもの



## 第3 北九州市成年後見制度利用促進計画の概要

### 1 北九州市成年後見制度利用促進計画策定の目的

北九州市成年後見制度利用促進計画（以下「促進計画」という。）は、認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人等のうち判断能力が十分ではない人が成年後見制度をより利用しやすく、よりメリットを得られるよう、自己決定権の尊重、財産・権利の保護等が調和した成年後見、保佐及び補助の実現と成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備のために策定します。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 自己決定権と本人保護の調和

成年後見制度においては、成年被後見人等の財産の管理や施設への入所契約などを目的として利用されることが多く、成年被後見人等の自己決定権の尊重としての機能が十分に活用されているとは言えない状況です。

促進計画においては、改めて成年後見制度の目的たる自己決定権の尊重、残存能力の活用等と成年被後見人等の保護との調和を図るため、成年後見人等が成年被後見人等の介護支援専門員、相談支援専門員などと連携して成年被後見人等の意思決定を支援し、その意思と権利・財産の両方の保護ができる社会の実現を目指します。

#### (2) 地域連携ネットワークによる成年被後見人及び成年後見人の支援並びにノーマライゼーションの進展

成年後見制度の利用の促進のためには、利用の妨げとなる成年後見人等の負担を軽減することが重要です。

このため、成年後見人等と介護支援専門員、相談支援専門員などの成年被後見人等に関わる人が連携・協働し、チームとして成年被後見人等を支えるとともに、本市、北九州市社福祉協議会、専門職団体、家庭裁判所等によるネットワークがチームをバックアップする体制の構築を目指します。

また、地域住民による後見の支援への参加を通じ、認知症・障害に対する知識と理解を深め、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の進展を図ります。

### 3 促進計画の位置づけ

促進計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく北九州市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、北九州市における高齢者・障害のある人の支援の基本的な施策と位置づけられるものです。

ア 北九州市いきいき長寿プランの基本目標の一つである「住みたい場所で安心して暮らせる」の基本的な施策として位置づけます。

イ 北九州市障害者支援計画を構成する北九州市障害者計画の基本目標「安心して暮らすための支援体制の整備」及び「人権の尊重と共生社会の実現」の基本的な施策に位置づけるとともに、第 5 期北九州市障害福祉計画及び第 1 期北九州市障害児福祉計画において実施に関する事項を定めています。

さらに、平成 30 年 8 月に策定された「北九州市 SDG s 未来都市計画」が目指す 17 のゴールのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」を始め、「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の各分野のゴールの達成に向け、施策を推進します。



### 4 促進計画の期間と分析

計画期間は、令和元年度から令和 2 年度の 2 年間とします。

この促進計画は、北九州市いきいき長寿プラン、第 5 期北九州市障害福祉計画及び第 1 期北九州市障害児福祉計画と期間の満了を合わせるものとします。

また、促進計画における取組については、有効性・効率性の観点から分析を行い、取組の改善や促進計画の期間後の施策の方向性について検討を進めます。

図表 3-3-1 促進計画の期間

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
北九州市成年後見制度利用促進計画		令和元年度～令和 2 年度		
いきいき長寿プラン	平成 30 年度～令和 2 年度			
第 5 期北九州市障害福祉計画及び第 1 期北九州市障害児福祉計画	平成 30 年度～令和 2 年度			
成年後見制度利用促進基本計画（国）	平成 29 年度～令和 3 年度			

## 第4 具体的な取組

### 1 成年被後見人と成年後見人の支援

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険・障害福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門職ではない親族、知人等が一人で全てを賄うには困難を伴います。

さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等には大きな責任があるため、精神的なストレスも大きいものがあります。

これらの問題は、親族等による後見人等への就任をためらわせる一因でもあり、成年被後見人等の意思を最も汲み取れる親族等による後見等を阻害しているものと思われます。

本計画においては、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減を目指します。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

#### (1) チームによる支援とチームの支援

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。

被後見人（高齢者）と成年後見人を支えるチーム

被後見人（障害のある人）と成年後見人を支えるチーム

